

東播海岸の海岸保全施設における 立ち入り制限について(第2報)

東播海岸の定期点検において、アジュール舞子(神戸市垂水区)の一部の区域で空洞を発見し、11月9日から同区域の立ち入り制限を行っています。

同区域の構造と類似する構造※の区域について現在点検を行っており、その点検が完了し利用者の安全確保が確認されるまでの間、立ち入り制限を行います。

アジュール舞子および大蔵海岸をご利用の際は、当該区域に立ち入らないようお願いいたします。

※ケーソン岸壁等の陸側の平場をコンクリート板で覆った構造

【立入制限について】

- ・制限範囲：①アジュール舞子東側:兵庫県神戸市垂水区海岸通11
②アジュール舞子西側:兵庫県神戸市垂水区海岸通11
③大蔵海岸海水浴場東側:兵庫県明石市大蔵海岸通1
④大蔵海岸海水浴場西側:兵庫県明石市大蔵海岸通1
⑤大蔵海岸公園東側:兵庫県明石市大蔵海岸通2
⑥大蔵海岸公園西側:兵庫県明石市中崎町1

- ・制限期間：令和6年11月12日から「点検が完了し利用者の安全確保が確認されるまでの期間」

<取扱い> -

<配布場所> 兵庫県政記者クラブ、神戸市役所市政記者クラブ、明石市記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

- 副所長(河川) 北垣 啓文 電話 079-282-8211(代表)
- 工務第一課 課長 吉田 達也

ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php>

① Twitter https://twitter.com/mlit_himeji

話そうはりま

①



②



